

22. (Gno.61) 生命倫理と法

代表：只木 誠

2011/02/04 (承認) 2011 年度 (開始)

【研究の目的】

比較法的な見地から、終末期医療、安楽死、胚の保護、患者の承諾等の問題を取り上げて、法制度、医療制度・環境などの面から、ドイツとわが国との現状の比較、検討の作業を行い、これを通して、生命倫理と法の問題について考察する。

【研究活動及び成果】

総括

本共同研究グループにおいては、日本とドイツの生命倫理と法の問題をめぐる立法状況、現状、諸問題について、比較法的に考察・検討することをテーマとしているところ、2020 年度は、グループ所属の各メンバーにおいて個々の研究課題を掘り下げる活動を行ったものである。また、グループの活動として、2021 年 3 月 16 日(火)には、グループのメンバーである秋山紘範氏(大東文化大学法学部非常勤講師)による「患者の事前指しを巡るドイツ判例の動向と日本の課題について」と題する報告・研究会がオンライン方式で開催され、参加者との活発な討議が行われた。

また、一昨年、10 月 5 日・6 日の両日に本学において開催された生命倫理と法日独国際シンポジウムの報告集が、3 月 20 日付けにて、日本比較法研究所叢書として刊行された。同報告集(ドイツ版)は、近々、ドイツにおいても刊行の予定となっている。

なお、研究関連の資料の収集・整理作業については、リサーチ・アシスタントがこれを担当している。

学術雑誌

各所属メンバーの手がけた翻訳等、比較法雑誌等において公表しているところである。

刊行物

生命倫理と法シンポジウム報告集/日本比較法研究所研究叢書 123

只木 誠, グンナー・デュトゲ編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』(中央大出版部, 2021 年 3 月)